

# 宿泊約款

桐のかほり 咲楽

## 第1条 適用範囲

当館が宿泊者との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとしします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしします。

## 第2条 宿泊契約の申込み

当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出て頂きます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- (4) その他、当館が必要と認める事項

## 第3条 宿泊契約の成立等

宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾した時に成立するものとしします。ただし、当館が承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

## 第4条 宿泊契約締結の拒否

当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室により客室に余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。

イ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である時

ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの

- (5) 宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

## 第5条 宿泊客の契約解除権

宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当館は、宿泊客がその責めに帰属すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。

3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後7時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合はその時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたとみなし処理することがあります。

## 第6条 当館の契約解除権

当館は次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
  - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である時
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当するものがあるもの
- (3) 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (4) 宿泊客が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により、宿泊させることができないとき。
- (7) 静岡県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。

(8) 館内での喫煙、消防施設等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

(9) 当館の宿泊サービスにかかわる重要な役割のスタッフが、怪我や疾病により宿泊契約の履行ができなくなった場合。

2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

## 第7条 宿泊の登録

宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が、第11条の料金の支払いを通貨以外で行おうとするときは、当館の利用規定によるもののほかは、あらかじめ前項の登録時に申し出てください。

## 第8条 客室の使用時間

宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、原則として午後2時30分から翌朝11時までとします。ただし、「宿泊プラン」によって異なる場合があります。

## 第9条 利用規則の遵守

宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

## 第10条 営業時間

当館の主な営業時間は次のとおりとします。

- (1) フロントサービス 6:00～22:00
- (2) ルームサービス（飲み物のお届け） 15:00～22:00
- (3) 門限 23:00（フロントへの届け出必須）
- (4) 食事提供時間
  - イ 夕食 18:00～21:00（開始時間 ①18:00 ②18:30）
  - ロ 朝食 8:30～10:00（開始時間 ①8:30 ②9:00）

## (5) 付帯施設

イ 貸切温泉「湯楽」 14：30～翌朝 10：00

ただし、各部屋ごと1時間の予約制にすることがあります。

ロ 癒し処「夢想花」 14：30～翌朝 10：00

## 第11条 料金の支払い

宿泊者が支払うべき宿泊料金の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金の支払いは、通貨または当館があらかじめ指定するところのクレジットカード等により、宿泊客のチェックアウトの際フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

## 第12条 当館の責任

当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 第13条 契約した客室が提供できないときの取り扱い

当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限りの条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にもかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 第14条

宿泊客がフロントにお預けになった物品または現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館はその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価格の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は15万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当館にお持込になった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意または過失により滅失、毀損の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価格の明告のなかったものについては、当館に故意または重大な過失がある場合を除き15万円を限度として当館はその損害を賠償します。

#### 第15条 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解した時に限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックインしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

#### 第16条 駐車場の責任

宿泊客が、当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

#### 第17条 宿泊客の責任

宿泊客の故意または過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳（第2条1項及び第11条第1項関係）

宿泊客が支払うべき総額（イ+ロ+ハ）

- イ 宿泊料金 基本宿泊料（サービス料を含む） 室料及び夕・朝食料
- ロ 追加料金 追加飲食料等（サービス料含む）
- ハ 税金 消費税及び入湯税

※ 基本宿泊料は、予約申し込み時にホームページ等に掲示する各種プラン料金によります。（ただし、消費税及びサービス料込み・入湯税別の表示となります。）

別表第2 違約金（第5条第2項関係）

契約の解除の通知を受けた日と宿泊料に対する違約金の比率

1 不泊	100%
2 当日	100%
3 前日～2日前	80%
4 3日前～7日前	50%
5 8日前～14日前	20%

平成24年1月1日改正